

- (3) 第3表関係
○ 第3表（承認特例用）

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。
一般特例の適用を受けようとする場合は、第3表（40 ページ参照）を使用します。

様式ID

NTAOVNX390010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表）
（承認特例用）

公益信託の受託者の口にレ印を記入してください。

申請者（代表者）氏名

○○ ○○

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 寄附財産についての確認

次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた公益法人等の区分に応じて、該当する口にレ印を記入してください。

国立大学法人等	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
公益社団法人・公益財団法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。
		☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
学校法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
社会福祉法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
認定特定非営利活動法人・ 特例認定特定非営利活動法人	→	☐	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
公益信託の受託者	→	☒	寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ヘに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類		株式	株式			
細 目（地目・構造、銘柄等）		A社株式 （上場株式）	B社株式 （上場株式）	寄附申込書、寄附財産の 登記事項証明書、財産目録 等と一致していますか。		
所 在 地		東京都○○区××	東京都○○区××			
		■丁目5番6号	■丁目5番7号			
数 量（面積等）		100,000 株	10,000 株	寄附時の時価を算出し 記載してください。		
贈与又は遺贈した財産の価額		① 200,000,000	40,000,000			
贈与又は遺贈した財産の取得年月日		S51・5・14	S61・5・14	取得年月日が明らかな場合は、その年月日を記載し、明 らかでない場合には、「不明」と記載してください。 また、取得価額や譲渡に要 した費用が明らかな場合は、 その額を記載してください。		
必 要 経 費	取得価額・設備費・ 改良費	② 60,000,000	6,000,000			
	償却費相当額	③				
	差引（②－③）	④ 60,000,000	6,000,000			
	概算取得費による場合 （①×5％）	⑤				
	譲渡に要した費用	⑥				
	計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦ 60,000,000	6,000,000			
差引金額（①－⑦）		⑧ 140,000,000	34,000,000	共同提出の代表者以外の人の 氏名及びその財産に対する 持分を記載してください。		
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名		○○ ××			
	代表者以外の申請者の持分		1 / 1	使用目的は「配当金を奨学金の原 資とする」（寄附財産が株式である 場合）等のように具体的に記載して ください。 また、その使用目的に係る事業が 公益信託事務に該当するものか確認 してください。		
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日	開始・予定 R8・□・□	開始・予定 R8・□・□			
	使 用 目 的	配当金を奨 学金の原資 とする	配当金を奨 学金の原資 とする			

寄附財産が譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

イ 使用区分

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

(注) 承認特例の適用を受けようとする場合には、13 ページのロ(イ)に記載した承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出する必要があります。

ロ 記載要領

「寄附財産の明細及び使用目的等」は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

なお、共同提出の代表者の人が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	☐
2	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人の氏名及び各人の持分が記載されていますか（共同提出の代表者以外の人が持分を有している財産に限ります。）。	☐
3	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

ニ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての 場合	寄附申込書の写し	☐
2		寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金に組み入れることについての公益信託の合議制の機関の決定又は信託管理人の同意に係る議事録その他これに相当する書類の写し（当該議事録等に当該決定又は同意に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた公益信託の受託者から交付を受けたこれらの事項が記載された書類を含みます。）	☐
3		寄附財産を基金に組み入れる方法で管理することについて公益信託の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	☐
4		寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	☐
5	取得価額が明らかである 場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	☐
6	寄附財産が土地である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等	☐
7	寄附財産が建物である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後のその建物の登記事項証明書	☐
8	寄附財産が株式である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式名簿の写し等）	☐
9	寄附財産が美術品である 場合	寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真	☐

○ 第3表一付2

様式ID

NTA0VKX220010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表一付2）

申請者（代表者）氏名

3一付2 寄附財産が譲渡された場合の明細書

(令和 年 月 日現在)

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲受者		寄附者と譲受者との関係	譲渡価額
	引渡年月日	住所	氏名		
	・ ・				千円
	・ ・				
	・	やむを得ない理由により譲渡された寄附財産について、「譲受者」、「寄附者と譲受者との関係」、「譲渡価額」及び「譲渡代金の預入銀行等」等を具体的に記載してください。			
	・				
	・ ・				
	・	開発行為を前提として寄附を受けている場合で、寄附財産のうちに地方公共団体等に対して道路用地として提供する部分があるときなど、地方公共団体等に提供（寄附）することが明らかかなものは非課税承認の対象になりません。			
	・				
	・ ・				
合 計					④ 千円

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	取得の相手方	住所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始（予定）年月日
取得年月日									氏名
・ ・					千円				・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
・ ・									・ ・
合 計					⑤ 千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑤」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

具体的な取得計画がない場合には、寄附財産の全てについて非課税承認が受けられなくなりますので注意してください。

(令8.4)

イ 記載要領

- (イ) 「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」及び「(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「⑥」欄の金額が上記(2)の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画」欄は、それぞれ該当する場合に記載（理由書等を添付）します。

(注) 承認特例の適用を受けようとする場合は、「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」の記載は不要です。

- (ロ) 「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る承認申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」の「番号」欄の番号を記載してください。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(2)の「譲渡価額」欄及び(3)の「価額」欄	譲渡価額の全額が代替資産の取得に充てられていますか。	☐
2	「(3) 代替取得資産の明細等」欄	代替取得資産は、土地、土地の上に存する権利、減価償却資産及び株式（株式にあっては、株式交換などのやむを得ない理由により譲渡したことにより取得した株式に限ります。）ですか。	☐
3	(3)の「使用開始（予定）年月日」欄及び「使用目的」欄	代替資産は、譲渡した寄附財産の寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益信託事務の用に使用開始していますか。又は、使用開始する予定ですか（その期間内に公益信託事務の用に使用開始できない場合には、その理由や具体的な使用計画が必要です。）。	☐
4	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

ハ 添付書類

- (イ) 一般特例の適用を受けようとする場合

	書 類	チェック
1	譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類	☐
2	寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等	☐
3	信託行為において信託財産の譲渡について権限を有する者のその寄附財産の譲渡の決定（その譲渡の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写し（以下このハにおいて「理事会等の議事録等」といいます。）	☐
4	寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	☐
5	代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	☐
6	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書	☐
7	代替資産の利用状況が分かる平面図（設計図）、写真等	☐
8	寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	☐
9	譲渡価額の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類	☐

(ロ) 承認特例の適用を受けようとする場合

	書 類	チェック
1	寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録等の写し	☐
2	寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し等	☐
3	寄附財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産について、基金に組み入れることについての公益信託の合議制の機関の決定又は信託管理人の同意に係る議事録その他これに相当する書類の写し（当該議事録等にその決定又は同意に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた公益信託の受託者から交付を受けたこれらの事項が記載された書類を含みます。）	☐
4	上記3の資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し等	☐
5	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の上記3の資産の登記事項証明書	☐
6	寄附財産の譲渡及び上記3の資産の取得に係る収支明細表	☐
7	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が上記3の資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての上記3の資産の取得計画書その他の関係書類	☐